

歯科材料 5 歯科用接着充填材料
管理医療機器 歯科充填用コンポジットレジン (70847002)

テトリックN-セラム

【禁忌・禁止】

メタクリル酸に対して過敏症状を有する患者には、使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

シリンジ

キャビフィル



【種類】(シェード)

エナメル: A1, A2, A3, A3.5, A4, B2
デンチン
T(ハイトランスルーセントインサイザル)
ブリーチL(ライト)、ブリーチI(インサイザル)
それぞれ、シリンジ(3.5g入)とキャビフィル(0.25g入)がある。

【成分】

ビスフェノールA ジグリシジルジメタクリレート、
ウレタンジメタクリレート、その他

【原理】

歯の窩洞・欠損部位の色調にあったシェードを選び、口腔内に充填する。その上から光を当てることにより、本品の成分が重合し硬化する。

【適応ケース】

- ・ V級窩洞の修復
- ・ 前歯の修復 (Ⅲ級窩洞、Ⅳ級窩洞)
- ・ 臼歯部の修復 (Ⅰ級窩洞、Ⅱ級窩洞)
- ・ 変色した前歯のベニア材
- ・ コンポジット・セラミックス ベニアの修復
- ・ インレー、オンレー材
- ・ 乳歯の修復

*【使用目的又は効果】

根管内への適用を除く歯の窩洞・欠損の成形修復または修復物の補修に用いる。

【使用方法等】

1. A-Dシェードガイドから患部に合った色調を選択する。
2. 施術野をラバーダム等で隔離する。
3. 通法により、窩洞を形成する。ウォータースプレーで洗浄し、エアー乾燥する。
4. 必要に応じ、マトリックスまたは歯間ウェッジを装着し、接着材をその使用説明書の指示通り塗布する。
5. 修復物を修理する場合は、研磨材、エッチング材等で被着面を粗造化する。被着面の材質に応じて金属及びセラミックスプライマーをその使用説明書の指示通り塗布する。
6. ボンディング材をその使用説明書の指示通り塗布する。
7. 本品を薄く(厚み: デンチン1.5mm、その他2mm以下)塗布する。
8. 光照射し、本品を重合する。光重合器の使用 방법에従い、500mW/cm²以上の光照射器で20秒、または1000mW/cm²以上の光照射器で10秒間照射する。メタルマトリックスを使用する際には頬側、舌側及び口蓋側をさらに光重合させる。
9. 通法により、ファインダイヤモンドかフィニッシャーで修復物の仕上げをし、咬合の調整をする。

【使用上の注意】

1. 使用注意

- ・ 本品の使用により発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診察を受けさせること。

2. 重要な基本的注意

- ・ 重合前の本品が肌、粘膜、目などに直接触れないよう注意すること。
- ・ キャビフィルを直接窩洞に充填する場合、衛生面から1患者に対してのみ使用すること。
- ・ 歯髄に刺激を与えないよう、歯髄に近い箇所での使用の際には、水酸化カルシウム製剤等の歯髄・象牙質を刺激から守る効果がある歯髄保護材を使用すること。
- ・ ユージノール・クロロプオイルを含有する物質は重合を阻害する恐れがあるので、本品との併用は避けること。
- ・ 陽イオン系口腔洗浄液、歯垢染め出し液、クロルヘキシジンを併せて使用すると変色、変退色が起きる場合があるので、併用は避けること。
- ・ シリンジ及びキャビフィルの消毒にオキシフル系の消毒剤を使用しないこと。
- ・ 本品は室温で使用する。温度が低いと、容器から押し出しにくい場合があるので、室温に戻してから使用すること。
- ・ フロアブルレジンをライナーとし、その上に本品を塗布する場合は、ライナーとして塗布したレジンはその使用方法に従って重合処理し、本品とは別々に重合させること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

【製造販売元】

Ivoclar Vivadent株式会社
電話 03-6801-1301 Fax 03-5844-3657
www.ivoclarvivadent.jp

【製造元】

Ivoclar Vivadent AG (リヒテンシュタイン侯国)